

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 雇用保険法において、職業に就いた受給資格者（安定した職業に就いた者を除く。）であって一定のものに対して支給される就業促進手当が廃止されることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第10条関係）
- (2) 雇用保険法において、給付日数の延長に関する暫定措置が延長されることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（付則関係）
- (3) その他
- ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
第1条から第9条まで 省略 (失業者の退職手当) 第10条 省略 2から10まで 省略 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで 省略 (4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)および(6) 省略 12および13 省略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>	第1条から第9条まで 省略 (失業者の退職手当) 第10条 省略 2から10まで 省略 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで 省略 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)および(6) 省略 12および13 省略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分</u>

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15から17まで 省略

第11条から第20条まで 省略

付 則

1 および 2 省略

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株

の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

（削除）

（削除）

15から17まで 省略

第11条から第20条まで 省略

付 則

1 および 2 省略

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の

式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4から13まで 省略

- 14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げ

計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4から13まで 省略

- 14 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げ

る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 15以下 省略	る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 15以下 省略
---	---